

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

受取利子にかかる税額の取扱い

Q : 預金の利子などは、源泉所得税が控除されているようですが、この税金は、法人税の申告上どのように取り扱われるのですか？

A : 法人税額から15%、地方税額から5%を控除します。

【解説】

法人が利子等の支払を受けた場合は、15%の所得税額(国税)と5%の道府県民税利子割額(地方税、以下利子割といいます)が源泉徴収され、利子等の額から控除されることとなっています。

この所得税額は、各事業年度の法人税額から控除することができますが、利子割は所得税額ではありませんので、法人税額から控除することはできません。

また、利子割は道府県民税ですので、法人税の計算上、損金の額に算入することはできません。

なお、地方税法では、この利子割は、一定の要件を満たした場合に限り、納付すべき法人税割額(法人税額を基準として算出する地方税額)から控除することとし、控除しきれなかった利子割額に相当する額については、還付されることとなっています。

〔受取利子等〕

5% 地方税…損金不算入(法人の道府県民税額から控除又は還付される)

10% 国税…損金不算入の上所得税額控除が適用される

80% 手取額

